

様式1・イ 再生資源利用計画書 - 建設資材搬入工事用 - 「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第11条通知別表」対応版-

1. 工事概要

発注機関名	札幌市 建設局土木部	発注機関コード*1	0 1 1 0 0 2	発注担当者チェック欄	担当者	千葉 慎也	TEL	0112112623	法人番号	7 4 3 0 0 0 1 0 5 5 2 0 9	請負会社名	さくら佐藤建設(株)	請負会社コード*2	8 6 0 0 0	記入年月日	R. 5年 5月 8日
工事名	国庫補助事業 稲穂第二架道橋ほか1橋補修工事	工事種別コード*3	B - 3	請負金額	千 百 十 千 百 十 億 億 億 万 万 万 万 1万円未満四捨五入	115611 万円 (税込み)	左記金額のうち特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用	千 百 十 千 百 十 億 億 億 万 万 万 万 1万円未満四捨五入	再資源化等が完了した年月日	年 月 日	建築面積	m2	階数	地上 階		
工事施工場所	北海道 札幌市手稲区 稲穂5条5丁目ほか	住所コード*4	0 1 1 0 9	工期	令和 5年 5月 8日から	令和 6年 3月 4日まで	延床面積	m2	地下 階	構造	1.鉄骨鉄筋コンクリート造 2.鉄筋コンクリート造 3.鉄骨造	用途	1.居住専用 2.居住産業併用 3.事務所			
工事概要等	稲穂第二架道橋は橋長40.3m、総幅員4.2mの歩道橋で、新星観橋は橋長27.8m、橋梁補修工事	施工条件の内容 (再生資源の利用に関する特記事項等)	片側交互通行、車線減少規制、幅員減少規制	建設・解体工事のみ右欄に記入して下さい												

表面

2. 建設資材利用計画

建設資材 (新材を含む全体の利用状況)					左記のうち、再生資材の利用状況 (再生資材を利用した場合に記入してください)					再生資源		
分類	小分類コード*5	規格	主な利用用途コード*6	利用量(A) 小数点第三位まで	再生資材の名称コード*7	再生資材利用量(B) 小数点第三位まで	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元種類コード*8	施工条件内容コード*9	再生資材の供給元場所住所	住所コード*4	利用率 B/A×100
特定建設資材	コンクリート	10	Rc-4	20.700 トン	8	0.828 トン	北海道デンカ生コンクリート株式会社	1	1	北海道札幌市手稲区稲穂5条5丁目ほか	011109	4.0 %
	コンクリート及び鉄から成る建設資材			トン		トン						%
	合計			20.700 トン		0.828 トン						4.0 %
	木材			トン		トン						%
その他の建設資材	アスファルト・コンクリート	3	13mm	21.970 トン	3	0.000 トン	札幌中央アスコン共同企業体	6	2	北海道札幌市西区福井495-1	011107	0.0 %
	アスファルト・コンクリート	3	13F55改質アスファルト	18.800 トン	3	0.000 トン	札幌中央アスコン共同企業体	6	2	北海道札幌市西区福井495-1	011107	0.0 %
	合計			40.770 トン		0.000 トン						0.0 %
	土砂			締めm3		締めm3						%
その他の建設資材	土砂			締めm3		締めm3						%
	土砂			締めm3		締めm3						%
	合計			m3		m3						%
	塩化ビニル管・継手			トン		トン						%
その他の建設資材	石膏ボード			トン		トン						%
	石膏ボード			トン		トン						%
	合計			トン		トン						%
	その他の建設資材			トン		トン						%
合計			トン		トン						%	

コード*5
 コンクリートについて
 1.生コン(パーヅン骨材) 2.再生生コン(Co再生骨材H) 3.再生生コン(Co再生骨材M) 4.再生生コン(Co再生骨材L) 5.再生生コン(その他再生材) 6.無筋コンクリート二次製品(パーヅン骨材) 7.無筋コンクリート二次製品(リ-ス品) 8.再生無筋コンクリート二次製品(Co再生骨材) 9.再生無筋コンクリート二次製品(その他再生材) 10.その他
 コンクリート及び鉄から成る建設資材について
 1.有筋コンクリート二次製品(パーヅン骨材) 2.有筋コンクリート二次製品(リ-ス品) 3.再生有筋コンクリート二次製品(Co再生骨材) 4.再生有筋コンクリート二次製品(その他再生材) 5.その他
 木材について
 1.木材(ボード類を除く) 2.木質ボード
 アスファルト・コンクリートについて
 1.粗粒度アスコン 2.密粒度アスコン 3.細粒度アスコン 4.開粒度アスコン 5.改質アスコン 6.再生改質アスコン 7.加熱アスファルト安定処理路盤材 8.その他
 土砂について
 1.第一種建設発生土 2.第二種建設発生土 3.第三種建設発生土 4.第四種建設発生土 5.浚渫土以外の泥土 6.浚渫土 7.土質改良土 8.建設汚泥処理土 9.再生コンクリート砂 10.山砂、山土などの新材(採取土、購入土)
 砕石について
 1.クラッシャーラン 2.粒度調整砕石 3.鉱さい 4.単粒度砕石 5.ぐり石、割ぐり石、自然石 6.その他
 塩化ビニル管・継手について
 1.硬質塩化ビニル管 2.その他
 石膏ボードについて
 1.石膏ボード 2.シーリング石膏ボード 3.強化石膏ボード 4.化粧石膏ボード 5.石膏ラスボード 6.その他
 その他の建設資材について
 (利用量の多い上位2品目を具体的に記入して下さい)

コード*6
 アスファルト・コンクリートについて
 1.表層 2.基層 3.上層路盤 4.歩道 5.その他(駐車場舗装、敷地内舗装等)
 土砂について
 1.道路路体 2.路床 3.河川築堤 4.構造物等の裏込材、埋戻し 5.宅地造成 6.水面埋立 7.ほ場整備(農地整備) 8.その他
 砕石について
 1.舗装の下層路盤材 2.舗装の上層路盤材 3.構造物の裏込材、基礎材 4.その他
 塩化ビニル管・継手について
 1.水道(配水)用 2.下水道用 3.ケ-ブル用 4.農業用 5.設備用 6.その他
 石膏ボードについて
 1.壁 2.天井 3.その他
 その他の建設資材について
 (利用用途を具体的に記入して下さい)

コード*7
 コンクリートについて
 1.再生生コン(Co再生骨材H) 2.再生生コン(Co再生骨材M) 3.再生生コン(Co再生骨材L) 4.再生生コン(その他再生材) 5.無筋コンクリート二次製品(リ-ス品) 6.再生無筋コンクリート二次製品(Co再生骨材) 7.再生無筋コンクリート二次製品(その他再生材) 8.その他
 コンクリート及び鉄から成る建設資材について
 1.有筋コンクリート二次製品(リ-ス品) 2.再生有筋コンクリート二次製品(Co再生骨材) 3.再生有筋コンクリート二次製品(その他再生材) 4.その他
 木材について
 1.再生木材(ボード類を除く) 2.再生木質ボード
 アスファルト・コンクリートについて
 1.再生粗粒度アスコン 2.再生密粒度アスコン 3.再生細粒度アスコン 4.再生開粒度アスコン 5.再生改質アスコン 6.再生アスファルトモルタル 7.再生加熱アスファルト安定処理路盤材 8.その他
 土砂について
 1.第一種建設発生土 2.第二種建設発生土 3.第三種建設発生土 4.第四種建設発生土 5.浚渫土以外の泥土 6.浚渫土 7.土質改良土 8.建設汚泥処理土 9.再生コンクリート砂
 砕石について
 1.再生クラッシャーラン 2.再生粒度調整砕石 3.鉱さい 4.その他
 塩化ビニル管・継手について
 1.再生硬質塩化ビニル管 2.その他
 その他の建設資材について
 (利用量の多い上位2品目の再生資材名称を具体的に記入して下さい)

コード*8
 再生資材の供給元について
 1.現場内利用 2.他の工事現場(内陸) 3.他の工事現場(海内) 4.再資源化施設 5.土砂ストックヤード 6.その他

コード*9
 施工条件について
 1.再生材の利用の指示あり 2.再生材の利用の指示なし

様式2・□ 再生資源利用促進計画書 - 建設副産物搬出工事用 -

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

2. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	発生量 (掘削等) = + + 小数点第三位まで	現場内利用・減量				現場外搬出について										再生資源利用促進率	
		現場内利用		減量化		搬出先名称 2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。	区分 どちらかにを付けて下さい	施工条件の内容 コード*12	搬出先場所住所		搬出先の種類 コード*13	現場外搬出量		再生資源利用促進量	再生資源利用促進率 ...+... (%)		
		用途 コード*10	利用量 小数点第三位まで	減量法 コード*11	減量化量 小数点第三位まで				住所コード *4	距離 *5		うち現場内改良分 小数点第三位まで	再生資源利用促進量				
資材廃棄物	コンクリート塊	22.000 トン	4	0.000 トン	0.000 トン	搬出先1 札幌環境資材センター	公共 民間	1	北海道札幌市手稲区5条5丁目	011109	4	km	5	22.000 トン	0.000 トン	22.000 トン	100.0 %
	建設発生木材A (柱、ボードなど木質部材が廃棄物となったもの)	トン		トン	トン	搬出先2	公共 民間						トン	トン	トン	%	
	アスファルト・コンクリート塊	37.000 トン		0.000 トン	0.000 トン	搬出先1 世紀東急工業株式会社	公共 民間	1	北海道札幌市西区発寒10条14	01107	10	km	4	37.000 トン	0.000 トン	37.000 トン	100.0 %
	その他がれき類	トン				搬出先2	公共 民間						トン	トン	トン	%	
建設廃棄物	建設発生木材B (立木、樹皮などが廃棄物となったもの)	トン		トン	トン	搬出先1	公共 民間						トン	トン	トン	%	
	建設汚泥	トン		トン	トン	搬出先2	公共 民間						トン	トン	トン	%	
	金属くず	22.800 トン				搬出先1 札幌市建設局土木部山本資材置	公共 民間	1	北海道札幌市厚別区厚別町山	01108	23	km	2	22.800 トン		22.800 トン	100.0 %
	腐食化ビニル管・継手	トン				搬出先2	公共 民間						トン	トン	トン	%	
	廃プラスチック(腐食化ビニル管・継手を除く)	トン				搬出先1	公共 民間						トン	トン	トン	%	
	廃石膏ボード	トン				搬出先2	公共 民間						トン	トン	トン	%	
	紙くず	トン				搬出先1	公共 民間						トン	トン	トン	%	
	灰かき (飛散性)	トン				搬出先2	公共 民間						トン	トン	トン	%	
	その他の分別された廃棄物	29.700 トン				搬出先1 株式会社北海サンド工業	公共 民間	1	北海道苫小牧市樽前355-6	01213	30	km	5	29.700 トン		29.700 トン	100.0 %
	混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	トン				搬出先2	公共 民間						トン	トン	トン	%	
	建設発生土	第一種建設発生土	地山m ³		地山m ³	地山m ³	搬出先1	公共 民間						地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
		第二種建設発生土	地山m ³		地山m ³	地山m ³	搬出先2	公共 民間						地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
第三種建設発生土		地山m ³		地山m ³	地山m ³	搬出先1	公共 民間						地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	
第四種建設発生土		地山m ³		地山m ³	地山m ³	搬出先2	公共 民間						地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	
浚渫土以外の泥土		地山m ³		地山m ³	地山m ³	搬出先1	公共 民間						地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	
浚渫土 (建設汚泥を除く)		地山m ³		地山m ³	地山m ³	搬出先2	公共 民間						地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	
合計		地山m ³		地山m ³	地山m ³								地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	

<p>コード*10</p> <p>1. 路盤材 2. 裏込材 3. 埋戻し材 4. その他</p>	<p>コード*11</p> <p>1. 焼却 2. 脱水 3. 天日乾燥 4. その他</p>	<p>コード*12</p> <p>施工条件について</p> <p>1. A指定処分 (発注時に指定されたもの) 2. B指定処分(もしくは準指定処分) (発注時には指定されていないが、発注後に設計変更し指定処分とされたもの) 3. 自由処分</p>	<p>コード*13</p> <p>【建設廃棄物の場合】</p> <p>1. 売却 2. 他の工事現場 3. 広域認定制度による処理 4. 中間処理施設(アスファルト合材プラント) 5. 中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設) 6. 中間処理施設(サーマルリサイクル) 7. 中間処理施設(単焼却)</p> <p>8. 廃棄物最終処分場(海面処分場) 9. 廃棄物最終処分場(内陸処分場)</p>	<p>【建設発生土の場合】</p> <p>1. 売却 2. 他の工事現場(内陸) 3. 他の工事現場(海面) 4. 土質改良プラント 5. 工事予定地・仮置場・ストックヤード(再利用の目的がある場合)</p> <p>6. 工事予定地・仮置場・ストックヤード(再利用の目的がない場合) 7. 採石場・砂利採取跡地等復旧事業 8. 廃棄物最終処分場(覆土としての受入) 9. 廃棄物最終処分場(覆土以外の受入) 10. 土捨場・残土処分場</p>
---	---	--	---	---

注記) ・一般廃棄物は記入しないで下さい。
・土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。

6,9,10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。